

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る
入国者の健康フォローアップについて

現在、新型コロナウイルス変異株（以下「変異株」という。）の流行国・地域からの入国者に対しては、変異株の国内への流入及び感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和 3 年 2 月 25 日最終改正））に基づき、各自治体に、積極的疫学調査や陽性者の検体提出等に当たって、特段の対応等をお願いしているところです。

今般、政府が取りまとめた「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和 3 年 3 月 5 日）において、変異株の流行国・地域からの入国者に対する入国後 14 日間の健康フォローアップ及び自宅待機の確認（以下「健康フォローアップ等」という。）を更に強化するため、国において設置した「入国者健康確認センター」（以下「センター」という。）で、全ての入国者の健康フォローアップ等を行うこととなったこと及び所要の準備が整うまでの間、各保健所において引き続き、変異株流行国以外からの国及び地域からの入国者への対応を確実に実施していただきたい旨、本年 3 月 9 日付け事務連絡にてお願いしたところです。

今般、入国者の健康フォローアップ等に必要な連絡先の確実な把握や必要なアプリのインストールのための体制が整ったことから、3 月 26 日以降のすべての入国者については、センターがフォローアップを行うこととなりましたので、お知らせします。なお、センターが対応する入国者については、検疫所から送付する健康フォローアップ等の対象者名簿上、「黄色」に色分けした状態で送付しておりましたが、今後すべての入国者をセンターで対応するため、令和 3 年 3 月 26 日から送付する名簿は「黄色」の色分けがなくなります。

引き続き、症状がある方や濃厚接触者の方が確認された場合はセンターから管轄の保健所へ、メール等により御連絡申し上げますので、御対応いただきますようお願い申し上げます。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

保健班 守川・近藤・十川・松川・矢吹

TEL 03-5253-1111 (内線 2391/2392/2332/2335/2336)

03-3595-2190 (夜間直通)